

株主各位

第159期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

新株予約権等に関する事項	1 頁～ 3 頁
連結注記表	4 頁～ 26 頁
株主資本等変動計算書	27 頁
個別注記表	28 頁～ 38 頁

日本碍子株式会社

新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第3回新株予約権 (2007年7月27日) 及び (同年8月10日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2007年8月31日 ～ 2037年6月30日	該当せず
第4回新株予約権 (2008年7月28日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2008年8月14日 ～ 2038年6月30日	該当せず
第5回新株予約権 (2009年7月30日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2009年8月18日 ～ 2039年6月30日	該当せず
第6回新株予約権 (2010年7月29日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2010年8月17日 ～ 2040年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	取締役3名 6個 監査役1名 2個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	取締役3名 10個 監査役1名 2個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	取締役3名 10個 監査役1名 2個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	取締役4名 13個 監査役1名 2個	15,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	取締役4名 13個 監査役1名 2個	15,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	取締役5名 16個 監査役1名 2個	18,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	取締役5名 16個 監査役1名 3個	19,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	取締役6名 20個 監査役1名 3個	23,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず
第17回新株予約権 (2021年6月28日)	取締役6名 39個	39,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2021年7月15日 ～ 2051年6月30日	該当せず

(注) 1. 上記取締役には、いずれも社外役員は含まれておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下、本注記において「権利行使開始日」という。）から、同じく6年を経過する日又は新株予約権を行使することができる期間の最終日（以下、本注記において「権利行使最終日」という。）のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、権利行使最終日の1年前の応当日（以下、本注記において「応当日」という。）に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、応当日の翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

3. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

4. 新株予約権の数は、当初発行された個数から、既に権利行使された個数及び権利失効した個数を減じて記載しております。

② その他新株予約権等に関する重要な事項

上記①以外で、当事業年度の末日に当社の執行役員が有する新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 4名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 7名 14個	14,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 10名 20個	20,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず
第17回新株予約権 (2021年6月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 14名 44個	44,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2021年7月15日 ～ 2051年6月30日	該当せず

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：46社

主要な連結子会社の名称

NGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK CERAMICS USA, INC.、
NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.、
エヌジーケー・セラミックデバイス(株)、NGKエレクトロデバイス(株)、
FM INDUSTRIES, INC.

なお、NGK INSULATORS OF CANADA, LTD.は清算手続きが終了したことから、連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了までの損益計算書は連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌジーケー・ライフ(株)、エヌジーケーゆうサービス(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

なお、エヌジーケー・ロジスティクス(株)は、清算手続きが終了したことから、非連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法適用非連結子会社の数：1社

エヌジーケー・ライフ(株)

(2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケイゆうサービス(株)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

なお、エヌジーケイ・ロジスティクス(株)は、清算手続きが終了したことから、持分法を適用しない非連結子会社から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社8社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準：時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等、ベリリウム銅製品及び金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用N A S[®]電池（ナトリウム／硫黄電池）を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

② 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社グループは以下イ．ロ．の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社グループが有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

イ．請負契約

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ．役務提供が付随する製品販売

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として

締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息
商品スワップ	エネルギー等の調達価格

・ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスク、エネルギー等に係る調達価格変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積もり従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に

関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。

加えて、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日。）を当連結会計年度の期首から適用しております。

グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、連結貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、連結貸借対照表の固定負債の区分に「その他」として表示しております。また、連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 退職給付

(1) 当連結会計年度に計上した金額

退職給付に係る資産	25,564百万円
退職給付に係る負債	20,046百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付債務から年金資産の額を控除した価額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務は退職率、死亡率、昇給率等の仮定に基づき算定した退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定しております。年金資産は期末時点の公正な評価額となっております。

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用の算定において利用している重要な仮定は割引率と期待運用収益率であります。割引率は主に長期の優良社債の実質利回りに基づき決定しており、期待運用収益率は保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場金利動向等の経営環境を加味して決定しております。

金利動向等の大幅な変動等、予期しない経営環境の変化により、数理計算上の前提に変動が生じた場合には、損益に影響を与える可能性があります。

2. 税効果

(1) 当連結会計年度に計上した金額

繰延税金資産	12,878百万円
繰延税金負債	13,895百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異、繰越欠損金等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等が将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で計上し、繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法等に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画、過去の課税所得の発生状況、タックス・プランニング等により評価を行っております。

繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる、経営環境の予期しない変化や税法の改正等により、繰延税金資産の回収可能額に変動が生じ、損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(株式取得等による会社の買収)

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、Borsig GmbHの持株会社であるDeutsche KNM GmbHの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年2月27日付で株式譲渡契約を締結しております。

(1) 株式取得の目的

Borsig GmbHグループが持つエンジニアリングや膜装置に関する知見と当社のセラミック技術を融合し競争力を強化するため、子会社化を決定いたしました。

(2) 株式取得の相手会社の名称

KNM Process Systems Sdn Bhd

(3) 被取得企業の名称、事業の内容、規模

被取得企業の名称

Deutsche KNM GmbH 他7社

事業内容

熱交換器、膜装置等の製造及び販売等

資本金

25千ユーロ

(4) 株式取得の時期

関係当局の許認可の取得後に実行する予定

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数

1株

取得価額

270,000千ユーロ

取得後の持分比率

100%

(6) 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 721,020百万円

2. 保証債務等

(1) 保証債務

- | | |
|----------|----------|
| ① 保証債務 | 2,182百万円 |
| ② 保証予約債務 | 38百万円 |

(2) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング（2010年製）の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

本訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります、現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社グループが連結計算書類を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
絶縁放熱回路基板事業用資産	機械装置及び運搬具、 建設仮勘定等	日本、 マレーシア	2,518
パッケージ事業用資産	機械装置及び運搬具、 建設仮勘定等	日本、 マレーシア	1,674

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物427百万円、機械装置及び運搬具3,499百万円、建設仮勘定1,516百万円、その他376百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額等により測定し、当該価額は第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

2. 補償損失

当社の連結子会社の取引先で発生した損失について、当該取引先との合意に基づき支払ったものであります。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	311,956	—	14,000	297,956
合計	311,956	—	14,000	297,956
自己株式				
普通株式	14,029	5,001	14,169	4,861
合計	14,029	5,001	14,169	4,861

- (注) 1. 発行済株式の普通株式の減少株式数14,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。
2. 自己株式の普通株式の増加株式数5,001千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,000千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
3. 自己株式の普通株式の減少株式数14,169千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少14,000千株、ストック・オプションの行使による減少43千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少126千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	7,448	25.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取 締 役 会	普通株式	8,853	30.00	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	8,792	利益剰余金	30.00	2025年3月31日	2025年6月27日

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 452,000 株
(86,000)

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」の()内の数字は内数で、当連結会計年度末日において権利行使の条件を満たしているため、権利行使ができる新株予約権の目的となる株式の数であります。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

また、有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップ、エネルギー等に係る調達価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金は、次表には含めておりません（（注）1. 参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 有価証券及び 投資有価証券	129,913	129,892	△21
(2) 社債	(57,000)	(51,667)	5,332
(3) 長期借入金（※2）	(174,982)	(167,333)	7,648
(4) デリバティブ取引（※3）	183	183	－

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金に関する事項

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
市場価格のない株式等 (※ 1)	3,648
投資事業組合出資金 (※ 2)	1,225

(※ 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※ 2) 投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	60,659	3,359	—	64,018
その他	—	2,901	—	2,901
デリバティブ取引				
通貨関連	—	330	—	330
資産計	60,659	6,591	—	67,250
デリバティブ取引				
金利関連	—	4	—	4
商品関連	—	—	142	142
負債計	—	4	142	147

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	19,972	—	19,972
その他有価証券				
その他	—	43,000	—	43,000
資産計	—	62,972	—	62,972
社債	—	51,667	—	51,667
長期借入金	—	167,333	—	167,333
負債計	—	219,000	—	219,000

3. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 資産

① 有価証券及び投資有価証券

株式は主として取引所の価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。投資信託の時価は、公表されている基準価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。社債の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。その他に含まれる譲渡性預金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② デリバティブ取引

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、商品スワップの時価は、重要な観察できないインプットを用いて割引キャッシュ・フロー法により算定しており、レベル3に分類しております。市場で観察できないインプットとしては、予想電力購入量、予想エネルギー価格があります。

(2) 負債

① 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

レベル3の時価に分類される金融商品について、当社自身が観察できない時価の算定に係るインプットを推計していないため、時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報等の注記は省略しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	デリバティブ取引（※ 1） 商品スワップ
期首残高	—
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上（※ 2）	(9)
その他の包括利益に計上	(132)
購入、売却、発行及び決済	—
レベル 3 の時価への振替	—
レベル 3 の時価からの振替	—
その他	—
期末残高	(142)
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益（※ 2）	(9)

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、（ ）で示しております。

(※ 2) 連結損益計算書の「営業外収益」の「デリバティブ評価益」に含めております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

レベル 3 に分類した金融商品については、金融商品の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いて評価担当者が公正価値を測定及び分析しております。また、算出された価格は担当部及び外部専門家が妥当性を検証しております。

Ⅵ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主たる地域市場	エンバイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー＆ インダストリー 事業	合計
日本	53,031	47,723	34,982	135,737
北米	78,856	44,609	11,391	134,857
欧州	130,258	4,475	3,910	138,644
アジア	123,846	74,551	3,647	202,044
その他	4,379	227	3,622	8,229
計	390,371	171,587	57,553	619,513
主要な財又はサービスの ライン				
自動車排ガス浄化用部品	294,863	—	—	294,863
センサー	61,729	—	—	61,729
産業機器関連	33,779	—	—	33,779
半導体製造装置用製品	—	113,835	—	113,835
電子部品	—	31,292	—	31,292
金属	—	26,459	—	26,459
エナジーストレージ	—	—	6,473	6,473
がいし	—	—	51,080	51,080
計	390,371	171,587	57,553	619,513
収益認識の時期				
一時点で移転される財又はサービス	377,392	171,587	56,452	605,431
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	12,979	—	1,101	14,081
計	390,371	171,587	57,553	619,513

(注) 当連結会計年度より、「エネルギー＆インダストリー事業」に含まれていた産業機器関連製品を、「エンバイロメント事業」へ事業区分の変更をしております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

当社グループは製品等の引渡し後に生じた製品の欠陥等による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している取引があります。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図した通りに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として必要に応じて修理又は交換に要する費用を見積もっております。

当社グループは製品が顧客に着荷又は顧客が検収した後、概ね3か月程度で対価を受領しております。なお、主に請負契約に該当する一部の履行義務については、着手金や履行義務の進捗に応じて段階的に対価を受領しております。

なお、当社グループの締結する契約に重要な金融要素は含まれていないため、金利相当分の調整は行っておりません。

(2) 取引価格の算定に関する情報

当社グループの一部契約には以下の変動対価に該当する取引が含まれているため、取引価格に反映させております。

① 仮単価

正式な取引単価が妥結するまで、顧客との合意に基づき仮単価にて取引を行っている履行義務があります。当該仮単価で行っている履行義務については、妥結すると見込まれる取引単価を見積もり、収益を認識しております。

② リベート

顧客との契約により、一定期間内に一定量を顧客が購入した場合に値引きを行う数量リベート等を行っております。数量リベート等については達成する可能性が高いと見積もった目標数量に応じた値引額を反映した価額で収益を認識しております。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループの請負契約に該当する取引については、他の用途に転用することができない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について、対価を受受する強制力のある権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該請負契約は、原価の発生進捗が当社グループの履行義務の充足の状況に近似しているため、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、一定の期間にわたり収益を認識

しております。

進捗度の測定は、履行義務ごとに、期末日までに発生した原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合は、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識（原価回収基準による収益の認識）しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	117,763
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	121,471
契約資産（期首残高）	16,499
契約資産（期末残高）	13,999
契約負債（期首残高）	12,687
契約負債（期末残高）	12,030

契約資産は、主に請負契約等を締結している製品又はサービスについて、期末日時点で一部又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価であります。契約資産は、対価を受取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は請負契約等に基づく履行に先立ち受領した支払いに係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は7,771百万円であります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において42,152百万円であります。当該履行義務が収益として認識される時期は約55％が期末日後1年以内、約30％が期末日後1年超3年以内、約15％が期末日後3年超と見込んでおります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	2,455円87銭
2. 1株当たり当期純利益	185円96銭

株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	オ ー プ ン イ ノ ベ シ ョ ン 促 進 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	
2024年4月1日 残高	70,064	70,350	7	70,358	1,566	－	224,989	226,555	226,555
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△81		81	－	－
オープンイノベーション促進積立金の積立						249	△249	－	－
剰余金の配当							△16,301	△16,301	△16,301
当期純利益							34,479	34,479	34,479
自己株式の取得									
自己株式の処分			△1	△1					
自己株式の消却			△25,422	△25,422					
利益剰余金から資本剰余金への振替			25,381	25,381			△25,381	△25,381	△25,381
譲渡制限付株式報酬			35	35					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	△7	△7	△81	249	△7,371	△7,203	△7,203
2025年3月31日 残高	70,064	70,350	0	70,351	1,484	249	217,617	219,352	219,352

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日 残高	△25,155	341,822	38,271	18	38,289	852	380,965
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩			－				－
オープンイノベーション促進積立金の積立			－				－
剰余金の配当		△16,301					△16,301
当期純利益		34,479					34,479
自己株式の取得	△9,400	△9,400					△9,400
自己株式の処分	77	75					75
自己株式の消却	25,422	－					－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－					－
譲渡制限付株式報酬	227	263					263
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△5,928	△7	△5,936	△75	△6,011
事業年度中の変動額合計	16,326	9,116	△5,928	△7	△5,936	△75	3,104
2025年3月31日 残高	△8,828	350,939	32,342	10	32,353	777	384,070

（注）記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準：時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等、ベリリウム銅製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー＆インダストリー事業)

電力貯蔵用N A S[®]電池（ナトリウム／硫黄電池）を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社は以下の①～③の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社が有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

① 請負契約

主にエンバイロメント事業及びエネルギー＆インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 役務提供が付随する製品販売

主にエンバイロメント事業及びエネルギー＆インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

③ ライセンスの供与

主にエンバイロメント事業においては、連結子会社との間で知的財産に係る契約を締結しており、売上高ベースのロイヤルティに係る収益を認識しております。当該収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤルティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又は評価・換算差額等のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。

当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日。)を当事業年度の期首から適用しております。

グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、貸借対照表の固定負債の区分に「その他」として表示しております。また、損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 退職給付

(1) 当事業年度に計上した金額

前払年金費用	8,996百万円
退職給付引当金	13,428百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
(会計上の見積りに関する注記) 1. 退職給付」に記載した内容と同一であります。

2. 税効果

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金負債	2,339百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
(会計上の見積りに関する注記) 2. 税効果」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(株式取得等による会社の買収)

連結注記表「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
(追加情報) (株式取得等による会社の買収)」に同一の内容を記載しているため、注記
を省略しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 230,887百万円

2. 保証債務等

(1) 保証債務

関係会社の借入金 17,286百万円

関係会社の預り保証金 2,182百万円

関係会社の仮想電力購入契約 2,922百万円

(注) 関係会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。なお、関係会社の借入金に対する保証債務の金額は保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

(2) 保証予約債務 38百万円

(3) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング（2010年製）の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存

であります。

本訴訟の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります、現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社が計算書類を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

3. 関係会社に対する債権及び債務

短期金銭債権	46,244百万円
長期金銭債権	40,960百万円
短期金銭債務	32,766百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	151,874百万円
仕入高等	139,984百万円
営業取引以外の取引高	23,492百万円

2. 関係会社支援損

当社の連結子会社に対する資金援助額であります。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増 (千株)	加 (千株)	減 (千株)	少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	14,029	5,001		14,169		4,861

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数5,001千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,000千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
2. 自己株式の普通株式の減少株式数14,169千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少14,000千株、ストック・オプションの行使による減少43千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少126千株によるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
棚卸資産	3,459	
有形固定資産	3,180	
投資有価証券	1,477	
関係会社株式	8,902	
関係会社出資金	4,423	
未払金、未払費用	2,961	
未払事業税	509	
関係会社事業損失引当金	414	
退職給付引当金	4,200	
債務保証損失引当金	579	
貸倒引当金	5,785	
その他	2,976	
繰延税金資産小計	38,871	
評価性引当額	△22,794	
繰延税金資産合計		16,077
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	13,712	
前払年金費用	2,825	
固定資産圧縮積立金	680	
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,113	
その他	83	
繰延税金負債合計		18,416
繰延税金負債純額		2,339

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	NGK EUROPE GmbH (ドイツ)	所有 間接 100.0%	製品の販売、 役員の兼任	製品の販売 (注) 1	26,836	売掛金	7,964
子会社	NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	所有 直接 間接 95.0% 0.0%	製品の購入、 生産設備等の 供給、資金の 貸付、債務保 証、役員の兼 任	債務保証 (注) 2	19,128	—	—
子会社	エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、 生産設備等の 供給、資金の 貸付、建物・ 設備の賃貸、 役員の兼任	製品等の購入 (注) 3 資金の貸付 (注) 4	44,412 △2,590	買掛金 長期貸付金	4,841 14,790
子会社	NGKエレクトロデバイス株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、 資金の貸付、 設備の賃貸、 役員の兼任、 支援金の拠出	資金の貸付 (注) 4 (注) 5 支援金の拠出 (注) 6	4,650 3,000	長期貸付金 —	20,506 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
2. NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。また、この債務保証に対して、被保証先の財政状態等を勘案し、債務保証損失引当金1,842百万円を計上しております。なお、当事業年度において、債務保証損失引当金を3,436百万円取崩し、営業外収益のその他に計上しております。
3. 価格その他の取引条件は、総原価を勘案して交渉の上決定しております。
4. 貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しており、取引金額には当事業年度における増減額（△は減少）を記載しております。
5. NGKエレクトロデバイス株式会社への長期貸付金に対し、貸倒引当金14,381百万円を計上しております。なお、当事業年度において、4,919百万円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。
6. 支援金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「Ⅵ 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	1,307円74銭
2. 1株当たり当期純利益	116円72銭